

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (平成 29 年 10 月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は平成 29 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものである。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 平成 29 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 12,602 か所であり、外国人労働者数は 69,400 人であった。これは平成 28 年 10 月末現在の 11,061 か所、60,148 人に対し、1,541 か所(13.9%)の増加、9,252 人(15.4%)の増加となった。外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成 19 年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。

外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること、技能実習制度の活用が進んでいること等が背景にあると考えられる。

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 1,166 か所、当該事業所で就労する外国人労働者は 13,306 人であり、それぞれ事業所全体の 9.3%、外国人労働者全体の 19.2%を占めている。

これは、平成 28 年 10 月末現在の 1,131 か所、11,559 人に対し、35 か所(3.1%)の増加、1,747 人(15.1%)の増加となっている。

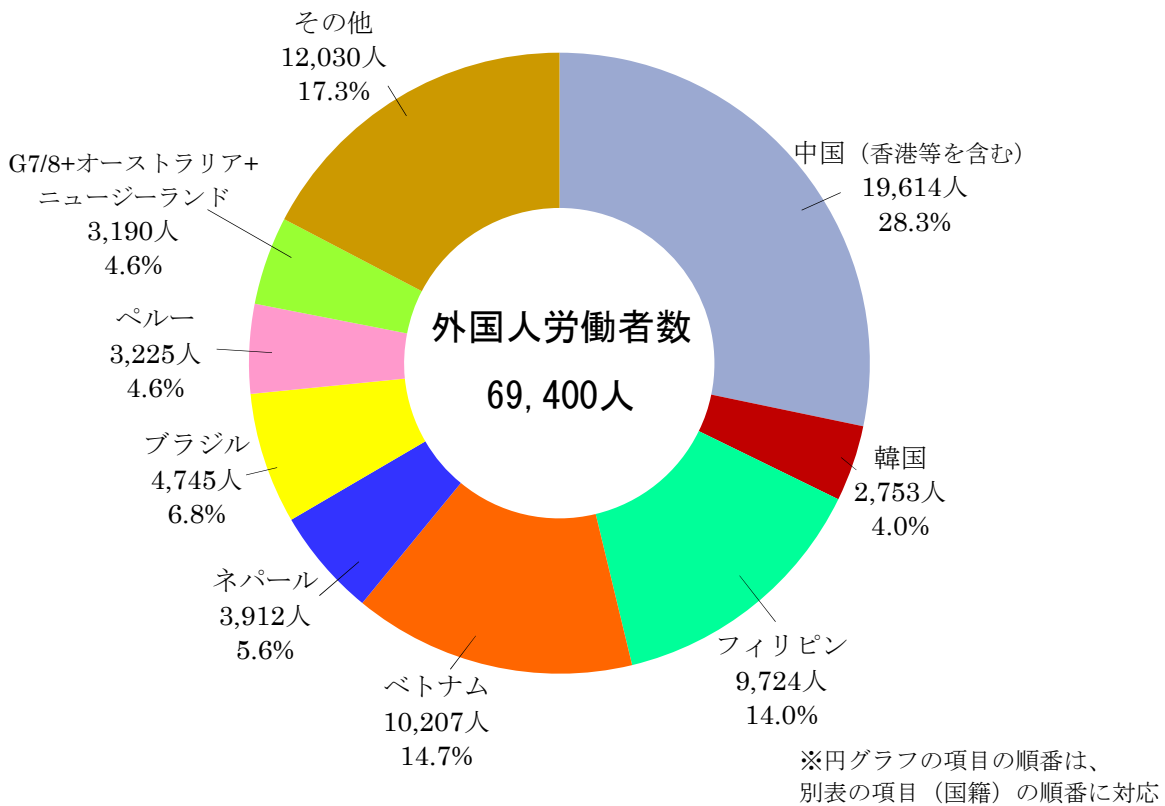
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると中国が最も多く 19,614 人で、外国人労働者全体の 28.3% を占める。次いで、ベトナム 10,207 人 (同 14.7%)、フィリピン 9,724 人 (同 14.0%)、ブラジル 4,745 人 (同 6.8%) の順となっている。

特に、ベトナムについては対前年同期比で 2,075 人 (25.5%) 増加、また、ネパールについても、同 699 人 (21.8%) と大幅な増加となっている。

【図 1】 (別表 1)

図 1 国籍別外国人労働者の割合



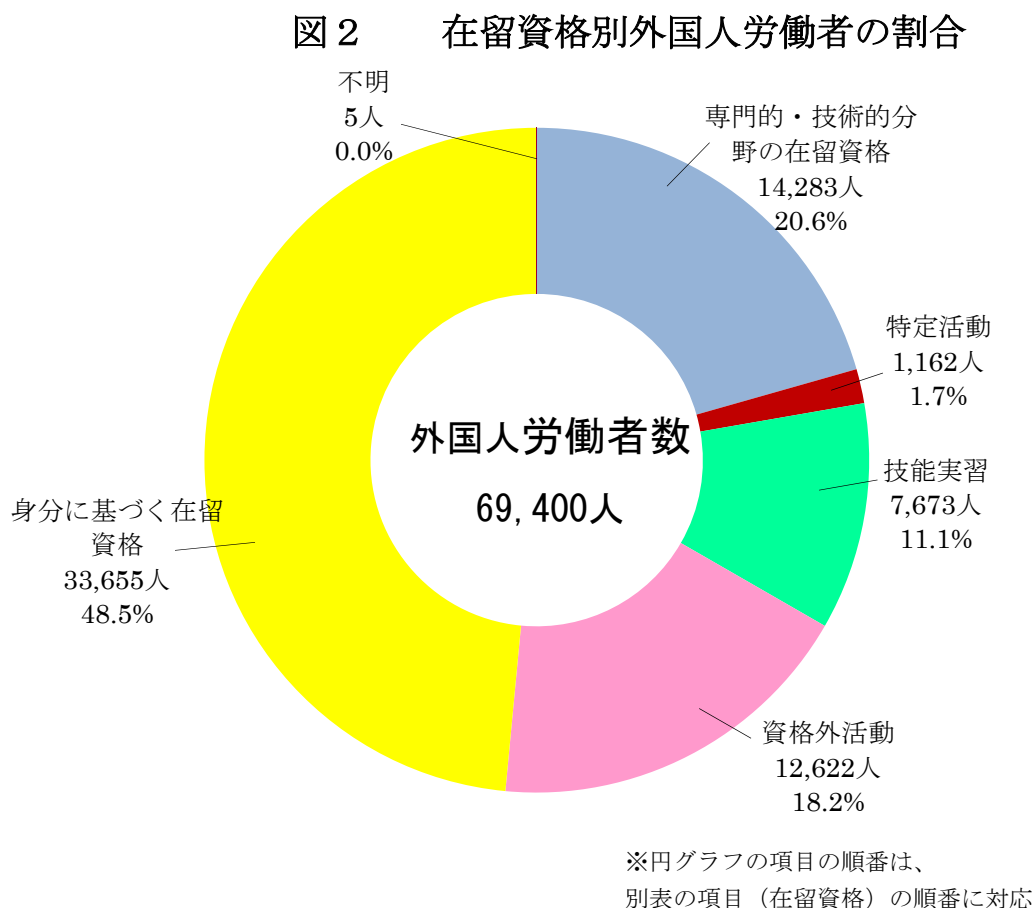
(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が外国人労働者全体の 48.5% を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格²」 20.6%、「資格外活動 (留学)」を含む「資格外活動」 18.2%、「技能実習」が 11.1% となっている。特定活動の外国人労働者は、1,162 人と前年同期比で 436 人 (60.1%) 増加し、

¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」が該当する。

技能実習の外国人労働者は 7,673 人と前年同期比で 1,713 人（28.7%）増加している。「専門的・技術的分野の在留資格」は、14,283 人と前年同期比で 2,219 人（18.4%）増加し、「資格外活動（留学）」は、9,982 人と前年同期比で 1,401 人（16.3%）増加している。

【図 2】（別表 1）



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は「身分に基づく在留資格」が 37.8%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 32.4%、「資格外活動」が 20.6%、「技能実習」が 8.4%となっている。

ブラジル及びペルーは「身分に基づく在留資格」がそれぞれ 99.2%、99.7%を占めている。なお、ブラジル及びペルーの「身分に基づく在留資格」の内訳では「永住者」の割合が最も高く、国籍別の外国人労働者数に占める「永住者」の割合は、ブラジル国籍者が 55.6%、ペルー国籍者が 74.0%となっている。

フィリピンは「身分に基づく在留資格」が 82.0%であり、うち「永住者」が 50.5%を占める。

ベトナムは「技能実習」が 34.3%、次いで「資格外活動（留学）」が 30.4%となっている。ネパールは「資格外活動（留学）」が 56.4%となっている。

韓国は「身分に基づく在留資格」が 46.7%、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 42.2%となっている。

G 7/8 等³は「専門的・技術的分野の在留資格」が 53.9%を占めている。

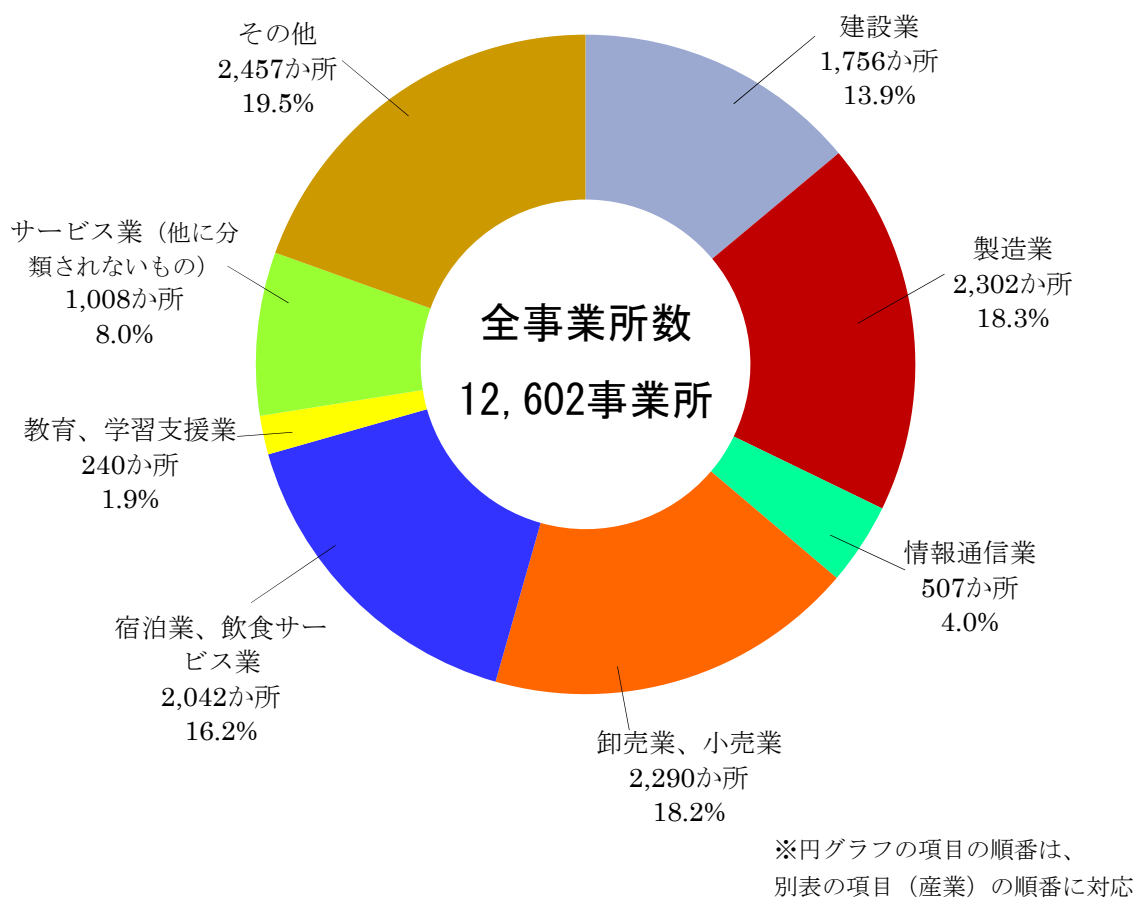
(別表 1)

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別にみると、「製造業」が 18.3%を占め、次いで「卸売業、小売業」が 18.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が 16.2%、「建設業」が 13.9%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 8.0%となっている。

「製造業」の事業所の占める割合は前年と比べ減少している一方、「建設業」は増加している。【図 3】(別表 2)

図 3 産業別外国人雇用事業所の割合



³ G 7/8 等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

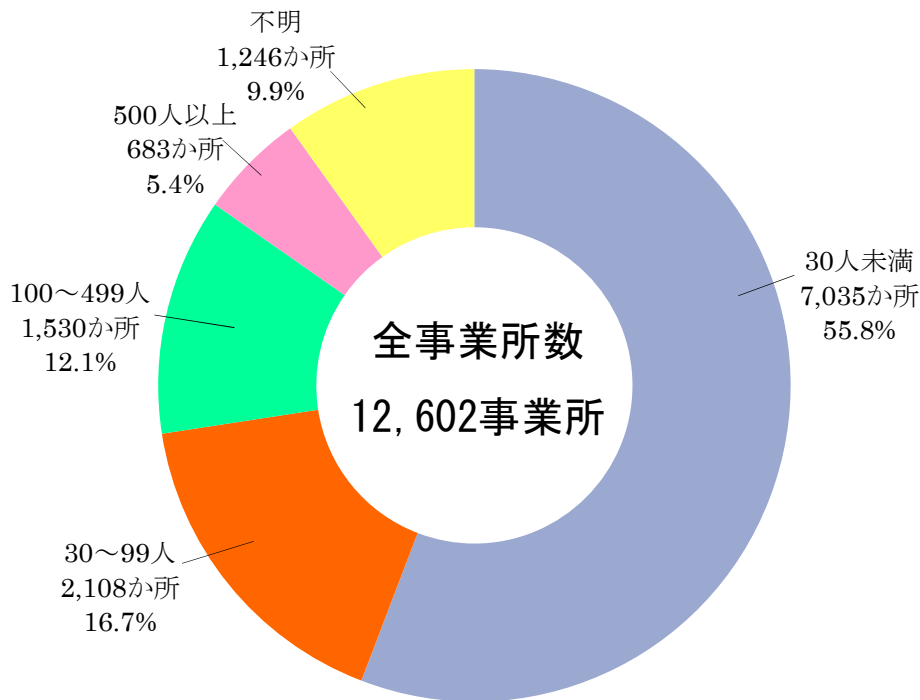
⁴ 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(2) 事業所規模別にみると、「30 人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の 55.9%を占める。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に、「30 人未満」規模の事業所では前年同期比で 16.0%の増加であり、最も大きな増加率となっている。

【図 4】(別表 5)

図 4 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



※円グラフの項目の順番は、別表の項目（事業所規模）の順番に対応

4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「製造業」が 31.4%を占め、次いで「卸売業、小売業」が 13.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が 11.5%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 11.3%、「建設業」が 7.9%となっている。

【図 5-1】(別表 2)

産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の 19.0%にあたる 4,138 人、「情報通信業」では、同 19.6%にあたる 518 人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同 51.5%にあたる 4,038 人となっている。【図 5-2】(別表 2)

「製造業」の中でも、「輸送用機械器具製造業」と「生産用機械器具製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ 38.1% (2,181 人)、24.9% (213 人) となっている。

図5-1 産業別外国人労働者数

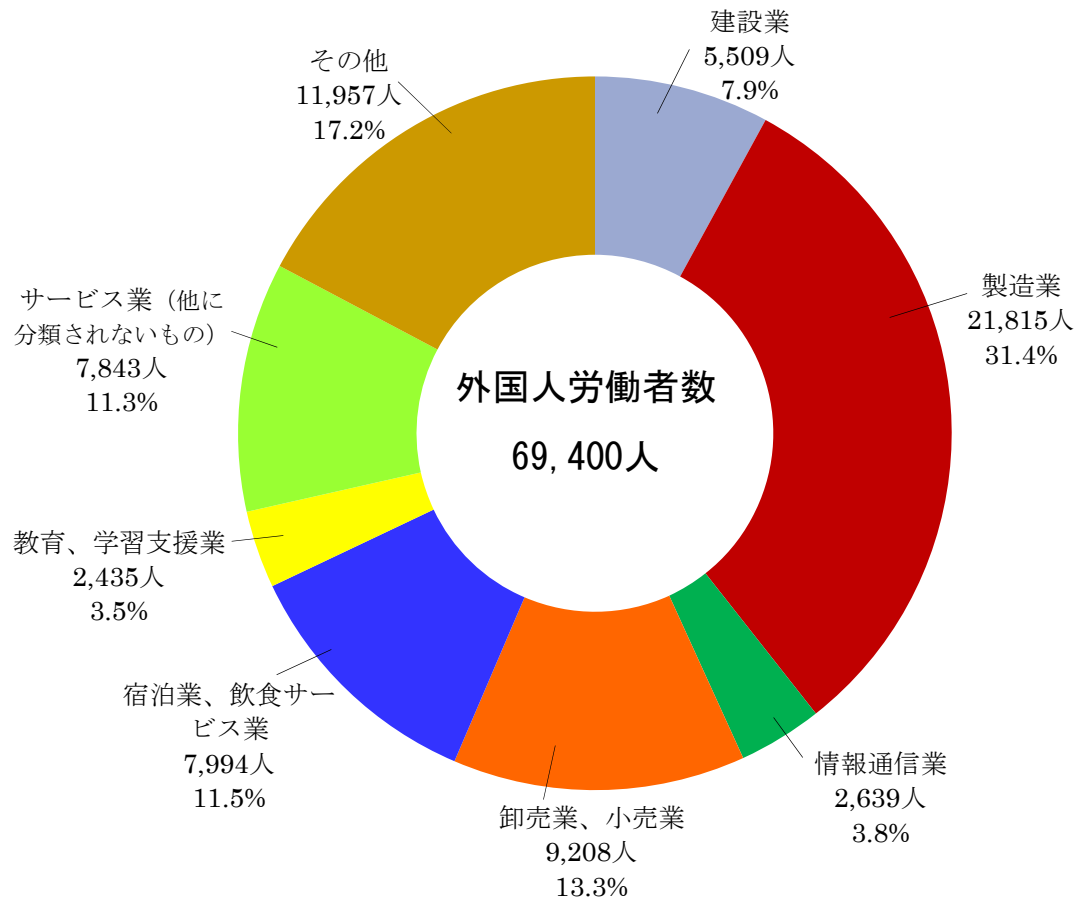
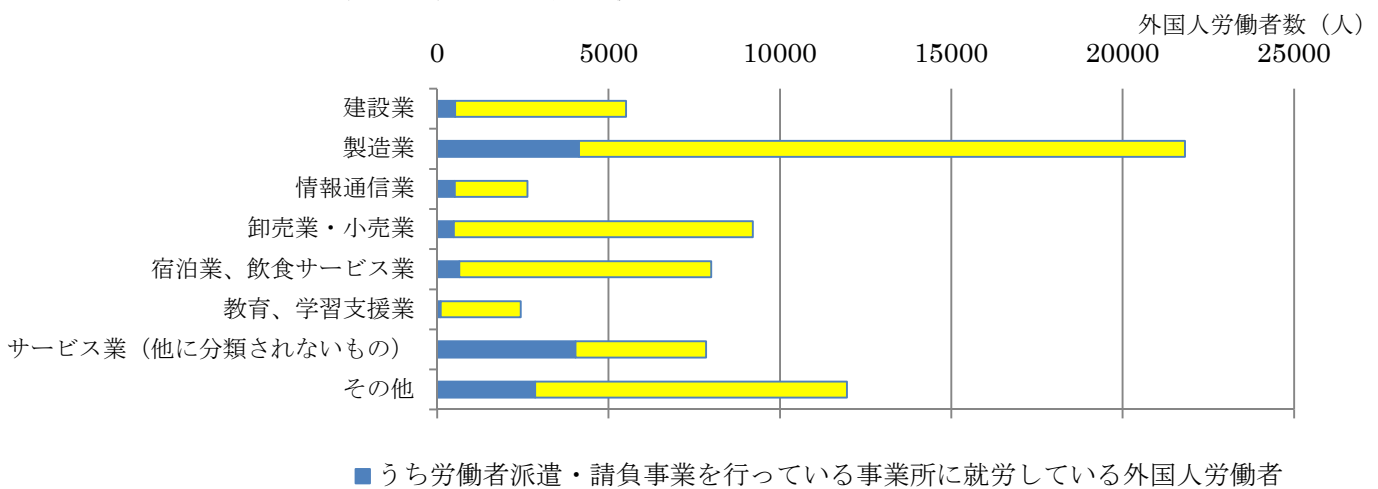


図5-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「製造業」が 21.6%、「情報通信業」が 14.6%、「卸売業・小売業」が 12.7% となっている。「技能実習」については、「製造業」が 45.9%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が 37.6%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 14.2%となっている。（別表3）

さらに、国籍別・産業別にみると、ブラジル、ペルー、フィリピン、ベトナム、中国については、「製造業」がそれぞれ 50.7%、47.8%、38.9%、34.4%、22.7%と最も高い割合を占める。ネパールについては、「宿泊業・飲食サービス業」が 23.0%、韓国については、「卸売業、小売業」が 18.9%、G7/8 等については、「教育、学習支援業」が 35.8%と最も高い割合を占めている。国籍別に労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の構成比をみると、ブラジルとペルーの構成比が高く、それぞれ 40.4%、38.3%と労働者の多数を占めている。（別表4）

(3) 事業所規模別にみると、「30 人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の 33.4%を占めている。

外国人労働者数ほどの規模においても増加しており、特に、30 人未満規模の事業所では前年同期比で 20.2%増加であり、最も大きな増加率となっている。

【図6】（別表5）

